

第1 実態調査の目的等

1 目的

この実態調査は、空き家対策について、市町村（特別区を含む。以下「自治体」という。）の自主的な取組を後押しする観点から、自治体の様々な特性や街づくりの方針等に応じた取組事例や課題等を明らかにし、関係行政の改善に資するとともに空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「空家法」という。）が施行されて5年後に予定される空家法見直しの検討等に資する情報を提供するために実施したものである。

2 対象機関

(1) 調査対象機関

総務省、国土交通省

(2) 関連調査等対象機関

自治体（93）

3 担当部局

行政評価局

管区行政評価局 全局（北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州）

四国行政評価支局

行政評価事務所 1事務所（兵庫）

4 実施時期

平成29年10月～31年1月